

法定講習会申込者 各位

(公社)京都府宅地建物取引業協会
法定講習会担当
Tel.075-415-2140

2月2日開催「宅地建物取引士法定講習会」について (新型コロナウイルス感染症による特例措置)

貴殿がお申込みされました令和4年2月2日(水)開催の「宅地建物取引士法定講習会」につきまして、国土交通省及び京都府の指導により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**講義を中止し、自習による対応**とさせていただきます。

お申込みをされた皆様には、下記のとおり宅地建物取引士の法定講習に関する対応をお願いすることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 講習テキスト・講習レジュメ・学習報告書・確認問題・受講票(郵送申込みの方)を同封いたします。(自習方法につきましては、封筒内の「①各学習テーマの使用教材と学習時間の目安について」をご参照ください。)
2. 受講者は各自で**自習**を行っていただき、自習終了後、確認問題に解答の上、学習報告書の記入を行ってください。
3. 受講者は、**下記提出物一式を2月2日(水)～2月7日(月)必着**でご送付ください。
 - ※ 1. **提出が遅れますと宅建士証の送付が遅れます。**
 - ※ 2. 旧宅建士証をご送付いただいてから、新宅建士証が届くまで、宅建士証がお手元がない期間が発生しますので、**なるべく1月30日(日)～2月4日(金)にご投函ください。**業務等で宅建士証が手元がないとご都合が悪い方は、Tel.075-415-2140までご連絡ください。

◎ 提出物・書類の内容に不備がなければ、新しい宅建士証を簡易書留にて郵送します。

- ・提出物：①旧宅建士証(更新の方のみ) ②学習報告書
③確認問題の解答用紙 ④受講票
- ・送付先：**提出用レターパックを同封しております。**
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3
(公社)京都府宅地建物取引業協会 2月2日 法定講習会 係
- ・締切日：**2月2日(水)～2月7日(月)必着**
(※提出が遅れますと宅建士証の送付が遅れます。)

※新しい宅建士証は、提出物の確認後、2月2日(水)以降に発送いたします。